

本庄市立図書館協議会会議規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちからこれを互選する。

2 委員長は、会議の長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第3条 会議は、図書館長がこれを招集する。

(定足数)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開の可否等)

第5条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第6条 協議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手續

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 協議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に

供することにより提供に代えることができる。

(通知)

第8条 会議に付議すべき議題は、あらかじめ委員に通知するものとする。

(表決)

第9条 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議録等の公表)

第10条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

この規則は、平成30年6月26日から施行する。